

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行  
規則

平成20年3月3日

規則第1号

(趣旨)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(被保険者証等の検認又は更新)

第2条 広域連合長は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第20条第1項、第21条、第62条第8項、第66条の2第6項及び第67条第6項の規定により被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）を検認又は更新をするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告するものとする。

(被保険者証等の無効)

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証等は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証等を亡失又は損傷したとき。
- (3) 被保険者証等の検認又は更新を受けなかったとき。
- (4) 被保険者証等の有効期限を経過したとき。
- (5) 正当な理由がなく被保険者証等の記載事項に訂正又は追加をしたとき若しくは記載事項を削除したとき。

(後期高齢者医療被保険者受療証の交付)

第4条 広域連合長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、被保険者の申請により後期高齢者医療被保険者受療証を交付するものとする。

- (1) 被保険者証の交付を申請している場合において、いまだその交付を受けていないとき又は被保険者証の再交付を申請している場合において、いまだその再交付を受けていないとき。

(2) 被保険者証の記載事項を訂正するため又は被保険者証の検認若しくは更新のため被保険者証を広域連合に提出しているとき。

(葬祭費の支給の申請等)

第5条 条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療葬祭費支給申請書にその被保険者の死亡の事実を証する書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。ただし、公簿においてその事実を確認できるときは、その証する書類の添付を省略することができる。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(保険料徴収猶予の申請、取消し等)

第6条 条例第15条第2項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の徴収猶予を決定したときは後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書により、却下したときは後期高齢者保険料徴収猶予決定・却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の徴収猶予を取り消すことができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき。

(2) 偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき。

4 前項の規定による保険料の徴収猶予の取消しは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書によるものとする。

(保険料の減免)

第7条 条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、現住する住宅について半焼、半壊、

床上浸水と同等若しくはそれ以上の損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合 損害を受けた日以後6か月以内の条例第11条第1項の月割りをもって行う保険料（以下「月割保険料」という。）相当額（前年度から引き続き被保険者である者で前年度に6か月未満の月割保険料相当額の減免を受けた場合は、6から減免を受けた月数を控除した月割保険料相当額を限度とする。）を減免する。

(2) 被保険者が法第89条による給付制限に該当するに至った場合 年間保険料額のうち給付制限を受ける日の属する月から給付制限を受けることがなくなった日の属する月の前月までの月割保険料相当額を減免する。ただし、給付制限を受ける日の属する月に給付制限を受けることがなくなった場合は、この限りでない。

2 条例第16条第2項の規定による保険料の減免の程度は、次に掲げるところによる。ただし、前年の条例第12条第1項第1号に規定する当該世帯の合算額が1千万円以上の場合は、この限りでない。

(1) 条例第16条第2項第1号に該当した場合 世帯主が死亡したことにより新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、新たに世帯主になった者が当該年度の賦課期日現在における世帯主とみなした場合に賦課される保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得した日の属する月から当該年度の終了までの月数。）で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

(2) 条例第16条第2項第2号又は第3号に該当した場合 条例第16条第2項第2号又は第3号に規定する要件に該当することとなった日の属する年の当該被保険者、その属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する他の被保険者の合計所得金額の見込額（以下「見込合計所得金額」という。）が、減免を受けようとする年度の賦課期日現在における所得とみなした場合に適用される条例第12条の規定に該当するときは、現に賦課されている保険料の額から、当該見込合計所得金額を基に賦課した保険料の額を控除して得た額を、12（当該年度の5月1日以降に被保険者資格を取得した者については、当該資格を取得

した日の属する月から当該年度の終了までの月数。) で除して得た額に、第8条第1項に規定する申請があった日の属する月から当該年度の終了までの月数を乗じて得た額を限度として、保険料を減免する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合で、広域連合長が必要と認める場合には、条例第16条第1項の規定による保険料の減免の程度は、別に定めるところによることができる。

（保険料減免の申請、取消し等）

第8条 条例第16条第3項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書を同条第1項に該当する者にあつては事由のやんだ日から60日以内に、同条第2項に該当する者にあつては減免を受けようとする月の末日までに広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに申請の内容を審査し、保険料の減免を決定したときは後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

- 3 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険料の減免を取り消し、又は減免額を変更することができる。

- (1) 減免を受けた者の属する世帯の被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入の増加等により、減免が不要となったとき。
- (2) 偽りの申請その他の不正の行為により減免を受けたとき。
- (3) 減免を受けた後に、減免の対象となる条例第3条の規定による保険料の賦課額（以下「保険料額」という。）が変更されたとき。
- (4) 減免を受けた後に、条例第11条第2項に該当し、保険料額が変更されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、減免を取り消し、又は減免額を変更することに相当の理由があると認められるとき。

- 4 前項の規定による保険料の減免の取消しは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書により、減免額の変更は、後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書によるものとする。

（公示送達の方法）

第9条 法第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、神奈川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（広域連合区域外に住所を変更する際の証明）

第10条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定を受けた被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条第6項の規定により認定を受けた被保険者又は法第99条第2項の被扶養者であった被保険者が、広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、それぞれに該当する旨の証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項若しくは第2項又は法第55条の2の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（資格喪失等の証明）

第11条 被保険者が令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったため又は省令第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者資格を喪失したときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書を交付することができる。

（負担区分等の証明）

第12条 被保険者が広域連合の区域外に住所を変更するときは、広域連合長は、当該被保険者に対し、後期高齢者医療負担区分等証明書を交付することができる。ただし、法第55条第1項若しくは第2項又は法第55条の2の適用を受ける被保険者については、この限りではない。

（保健事業）

第13条 条例第21条第1号に規定する健康診査は、別表第1の1に定める健診項目及び別表第1の2に定める追加項目とする。ただし、追加項目については、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

2 条例第21条第2号に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業は、次に掲げる事業とする。

（1）関係市町村（神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第4号）第2条に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が別表第1に定める健診項目を含む健康診査を行った場合における当該市町村への補助金

## 交付事業

(2) 被保険者の医療機関受診状況等に関する資料を作成し、関係市町村に提供する事業

(3) 被保険者の健康の保持増進のための調査分析その他広域連合長が必要と認める事業

(食事療養標準負担額差額の支給の申請等)

第14条 省令第37条第2項の規定により食事療養標準負担額差額の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(生活療養標準負担額差額の支給の申請等)

第15条 省令第42条第2項の規定により生活療養標準負担額差額の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(療養費の支給の申請等)

第16条 省令第47条第1項の規定により療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(特別療養費の支給の申請等)

第17条 省令第54条第1項の規定により特別療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(移送費の支給の申請等)

第18条 省令第60条第1項の規定により移送費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(高額療養費の支給の申請等)

第19条 省令第70条第1項の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、後期高齢者医療高額療養費支給申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(年間の高額療養費の支給の申請等)

第19条の2 省令第70条の2第1項及び省令第70条の3第1項の規定により高額療養費の支給を受けようとする者は、高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、不支給を決定したときは後期高齢者医療給付不支給決定通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給の申請等)

第20条 省令第71条の9第1項及び省令第71条の10第1項の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者は、高額介護合算療養費等支給申請

書兼自己負担額証明書交付申請書を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、支給を決定したときは後期高齢者医療給付支給決定通知書により、却下したときは後期高齢者医療給付支給申請却下通知書により、不支給を決定したときは後期高齢者医療給付不支給決定通知書により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(特別の事情に関する届出)

第21条 省令第16条及び第73条の規定により、令第4条に定める特別の事情がある者は、後期高齢者医療特別の事情に関する届書を広域連合長に提出しなければならない。

(様式)

第22条 法令及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の事務に必要な書類の様式は、別表第2に定めるとおりとする。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月18日規則第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成21年10月27日規則第12号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成23年1月28日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月21日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。



附 則（平成 24 年 3 月 1 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 24 年 6 月 19 日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第 3 号様式の規定は、平成 24 年 8 月 1 日以後を有効期限とするものについて適用し、同日前を有効期限とするものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 8 月 26 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第 12 条により交付されている後期高齢者医療負担区分等証明書は、改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第 12 条の規定により交付されている後期高齢者医療負担区分等証明書とみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成 26 年 11 月 25 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成27年3月24日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成27年12月10日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成28年3月28日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成28年7月1日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連

合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている第3号様式は、平成28年7月31日まで使用することができる。

附 則（平成29年3月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成30年3月27日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成30年7月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成31年2月22日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和2年3月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用する。

附 則（令和2年6月1日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定により作成されている第3号様式は、令和2年7月31日まで使用することができる。

附 則（令和2年7月9日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第3号） 抄

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条（第8条第2項を削る改正規定を除く。）の規定、第4条中第8条第8号及び第9条の改正規定並びに第8条の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年6月7日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月10日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年9月7日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月1日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年1月1日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和6年3月28日規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1の1（第13条関係）

項目番号	健診項目
1	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3	身長及び体重の検査
4	BMI（次の算式により算出した値をいう。）の測定 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$
5	血圧の測定
6	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（ $\gamma$ -GT）の検査
7	血清トリグリセライド（中性脂肪）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査
8	血糖検査
9	尿中の糖及び蛋白の有無の検査

別表第1の2（第13条関係）

項目番号	追加項目
1	貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）
2	心電図検査（12誘導心電図）
3	眼底検査
4	血清クレアチニン検査

別表第2（第22条関係）

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得 （変更・喪失）届書	省令第8条、第25条
第2号様式	後期高齢者医療被保険者資格取得（変更・喪失）届出 書	省令第10条、第11条、 第12条、第22条、第2 3条、第23条の2、第2 4条、第25条、第26条。 第10条、第11条、第1 2条
第3号様式	削除	
第4号様式	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書	省令第19条第1項、 第21条、第62条第8項、 第67条第6項
第5号様式	後期高齢者医療被保険者受療証	第4条
第6号様式	後期高齢者医療基準収入額適用申請書	省令第32条
第7号様式	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書	省令第33条第2項
第8号様式	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	省令第33条第3項
第9号様式	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	省令第33条第3項
第10号様式	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書	省令第33条第3項
第11号様式	後期高齢者医療食事療養等差額支給申請書	第14条、第15条
第12号様式	後期高齢者医療療養費支給申請書	第16条、第17条、第1 8条
第13号様式	後期高齢者医療特定疾病認定申請書	省令第62条第1項
第14号様式	後期高齢者医療限度額適用認定証交付申請書	省令第66条の2第2項
第15号様式	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証交 付申請書兼入院日数届書	省令第67条第2項
第16号様式 1の1	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	第19条

様式番号	様式の種類	関係条文
第16号様式 1の2	後期高齢者医療高額療養費支給申請書	第19条
第16号様式 の2	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	第20条
第16号様式 の3	高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書	第19条の2
第17号様式	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	第5条
第18号様式	後期高齢者医療仮徴収額決定通知書	条例第14条
第19号様式	後期高齢者医療保険料額決定通知書	条例第14条
第20号様式	後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書	条例第14条
第21号様式	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	条例第14条
第22号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書	第6条
第23号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書	第6条
第24号様式	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書	第6条
第25号様式	後期高齢者医療保険料減免申請書	第8条
第26号様式	後期高齢者医療保険料減免決定通知書	第8条
第27号様式	後期高齢者医療保険料減免却下通知書	第8条
第28号様式	後期高齢者医療保険料減免取消通知書	第8条
第28号様式 の2	後期高齢者医療保険料減免額変更決定通知書	第8条
第29号様式	後期高齢者医療簡易申告書	条例第17条
第30号様式	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第2項の被扶養者であった被保険者に該当する旨の証明書、高齢者の医療の確保に関する法律による障害認定証明書、高齢者の医療の確保に関する法律による特定疾病認定証明書	第10条
第31号様式	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書	第11条
第32号様式	後期高齢者医療負担区分等証明書	第12条
第33号様式	後期高齢者医療給付支給決定通知書	第14条、第15条、第1



		6条、第17条、第18条
第34号様式	後期高齢者医療給付支給決定通知書	第19条
様式番号	様式の種類	関係条文
第35号様式	後期高齢者医療給付支給決定通知書	第5条、第19条の2、第20条
第36号様式	後期高齢者医療給付支給申請却下通知書	第5条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第19条の2、第20条
第37号様式	後期高齢者医療給付不支給決定通知書	第19条の2、第20条
第38号様式	後期高齢者医療特別の事情に関する届書	第21条